


令和8年2月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和7年(ワ)第18541号 損害賠償請求事件(第1事件)

令和7年(ワ)第24412号 損害賠償請求事件(第2事件)

口頭弁論終結日 令和7年12月16日

判 決

第1事件・第2事件原告

堀 口 英 利

(以下「原告」という。)

第1事件・第2事件被告

水 原 清 晃

(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

小 沢 一 仁

主

文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じて原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する令和6年3月23日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 第2事件

被告は、原告に対し、300万円及びこれに対する令和5年4月4日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、そのインターネット(ツイッター等)上の各投稿により名誉を毀損され、名誉感情を侵害されたことにより精神的損害を

5 被ったと主張して、不法行為に基づき、慰謝料800万円（第1事件：500万円、第2事件：300万円）及びうち500万円に対する第1事件の最終投稿日である令和6年3月23日から、うち300万円に対する第2事件の投稿日である令和5年4月4日から、各支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の各支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、後掲各証拠〔枝番号のある書証は、特に断らない限り、各枝番号に係る書証を全て含む。以下同じ〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者（争いのない事実）

10 原告は、英国の大学「キングス・カレッジ・ロンドン」の戦争学科に在籍する学生である。

被告は、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）である「X」（旧称「ツイッター」。名称変更前後を通じて以下「ツイッター」という。）上で「暇空茜」と称し、情報を発信する者である。

15 (2) 第2事件に係る表現行為

被告は、令和5年4月4日、ツイッター上において、別紙投稿記事目録2記載のとおり投稿した（以下「本件投稿②」という。）（争いのない事実、甲A1）。

(3) 第1事件に係る表現行為

20 被告は、令和5年5月22日から令和6年3月23日までの間、ツイッター上において、別紙投稿記事目録1記載のとおり投稿した（以下「本件投稿1」ないし「本件投稿20」といい、これらを併せて「本件各投稿①」という。）（争いのない事実、甲1）。

2 争点

25 (1) 本件各投稿①による不法行為の成否（争点1）

(2) 本件投稿②による不法行為の成否（争点2）

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1 (本件各投稿①による不法行為の成否)

【原告の主張】

別紙①-1「投稿記事1ないし投稿記事20の送信による具体的な権利侵害」記載のとおり

【被告の主張】

別紙①-2「権利侵害不存在の理由」記載のとおり

(2) 争点2 (本件投稿②による不法行為の成否)

【原告の主張】

別紙②-1「投稿記事1の送信による具体的な権利侵害」記載のとおり

【被告の主張】

別紙②-2「権利侵害不存在の理由」記載のとおり

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

当事者間に争いのない事実、前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 当事者間のインターネット上の表現行為による対立、紛争の状況等

ア 被告は、令和5年3月5日、note(インターネット上の文章等の発信・共有サービス)上において、国際関係論、欧州国際政治を専門とする筑波大学教授による戦争ないし戦時動員等に関する記事に対して批判する論調の記事(以下「本件被告記事」という。)を投稿した(争いのない事実、甲4-3〔2、6頁、別紙1〕)。

イ 前記アの投稿を閲覧した第三者が、同月6日、ツイッター上において、本件被告記事を引用した上で、同記事が事実誤認だらけであって無価値であることを指摘した内容の別紙2投稿記事目録記載1の投稿をした(争いのない事実、甲4-3〔2、3頁、別紙2〕)。

ウ 原告は、同月7日、ツイッター上において、前記イの投稿を引用した上で、本件被告記事は「『書き手の頭の悪さがよく分かる記事』でした。」などと記載した別紙2投稿記事目録記載2の投稿をした（争いのない事実、甲4-3〔3頁、別紙2〕）。

エ 原告は、同日、前記ウの投稿を起点とするスレッド内において、「暇空茜氏（注：被告）に足りないのは読む力だけじゃなくて、書く力・聞く力・話す力のすべてです。もちろん、論理的思考力や判断力も足りていません！読む力だけが足りていないかのような言い方は事実誤認ですよ！」などと記載した別紙2投稿記事目録記載3の投稿をした（争いのない事実、甲4-3〔3頁、別紙2〕）。

オ 原告は、同日、インターネット上で、被告は「『天才』を自称しているくせに、文章がめちゃくちゃ読みにくいんですよ。防衛・安全保障や国際政治の知識や理解はこれから深めていけば良いとしても、読む・聞く・書く・話す力や考える力が弱すぎる上に、これで『天才』を名乗っちゃう人間性も低すぎると感じます。」と投稿した（甲7-1〔5頁〕）。

カ 原告は、同日、インターネット上で、「暇空氏が『戦争と戦略の天才』を自称なさるなら、ぜひ弊学でPhD（博士号）を取得していただきたいですね。えっ、近畿大学ご卒業？いや、その『キン大』じゃなくて、（注：原告の在籍する）キングス・カレッジ・ロンドンで戦争学を専攻いただいて、その華麗なる実力を拝見したいものです。」と投稿した（争いのない事実、前提事実(1)、甲4-3〔8頁〕、甲7-1〔4頁〕）。

キ 原告は、同月8日、インターネット上で「別に近畿大学（笑）とは一言も述べていません。でも、近畿大学に戦争や戦略の過程はありませんよね。『天才』を自称する方の勇姿を間近で拝見したいと望むのは自然でしょうに。」と投稿した（甲7-1〔6頁〕）。

ク 原告は、同年8月30日頃、インターネット上で、「『暇空茜こと水原清

見』こそ、ご自身が出廷を求められたら、きちんと裁判所に来てください
ね。いままでの『失礼』どころか、誹謗中傷や個人攻撃に該当する言動の
数々について、お話ししましょう。ぜひ自慢のコミュニケーション能力
で、裁判官を『分からせて』ください。」と投稿した(乙B11〔10頁〕)。

ケ 原告は、同日頃、インターネット上で、被告は「東大寺学園の同級生が
社会で活躍するなか、SNSで誹謗中傷や個人攻撃に明け暮れて鬱憤を
晴らす惨めで暗い日々を、ご自身は頑なに『見ないふり』していますよ
ね。」と投稿した(乙B11〔10頁〕)。

(2) 被告が原告に対して呼称「ホビッチョ」を用いるまでの経緯等

ア 被告は、令和5年3月7日、ツイッター上で、「背の低い器の小さいカ
スみたいな男をホビットとよんでるんだが？」と投稿した(甲5-1)。

イ 被告は、同月8日、ツイッター上で、「自称ロンドン大学卒業・英国学
士様こと、ホラッチョ堀口英利さんへの公開質問状その99やはり学歴
詐称でしょう？」と投稿した(甲5-2)。

ウ 被告は、同年4月4日、ツイッター上で、原告を指して「ほ、ホビッチ
ョ…」と投稿した(甲5-5)。

これ以降、被告をはじめとするツイッター上の多数の投稿者が、原告
の呼称として「ホビッチョ」(以下「本件呼称」という。)を用いるようにな
った(甲5-5～甲5-24、弁論の全趣旨)。

(3) 原告による法的措置等

ア 原告は、令和5年4月10日、被告の支持者からの名誉毀損・侮辱に対
して法的措置を講じるために、当庁に対し、ツイッターを運営する会社
を相手方として発信者情報開示命令等の申立てをした。

原告は、同月17日、ツイッター上で、さらに153件のアカウントを
対象として上記と同様の申立てを行う旨投稿した。

原告は、同日、ツイッターを通じて、被告及びその支持者に対して法的

措置を講じて責任追及するための費用の支援を募集した。

(乙12)

イ 原告は、同月19日、ツイッター等を通じて、原告に対するWeb上の誹謗中傷を行った者に対し、加害者1名につき80万円を基準とする示談交渉をすることを告知した(乙14)。

ウ 原告は、同年5月25日、ツイッター等を通じて、前記イの示談の基準額を90万円/人に引き上げるとともに、同年6月1日以降は100万円/人に引き上げること、プロバイダーに対する発信者情報開示請求をした場合、意見照会書や同情報開示通知が回線契約者に届くこと、例えば、勤務先の会社から貸与されたPCや携帯電話で投稿等をしていた場合は同会社に対して、同回線契約の名義人が投稿者の家族である場合は当該家族に対してそれぞれ上記通知等が届くことを告知した(乙15)。

原告は、同日、ツイッターにより、次のとおり投稿した(乙13)。

「このまま発信者情報開示の手続が進めば『ご自身がWebで誹謗中傷した事実』を会社・ご家族に知られるのは時間の問題です。私からの示談のご提案に応じないなら、せめて会社やご家族に『Webで誹謗中傷したので、発信者情報開示される』旨くらいは相談しておくべきでしょうね。」

エ 原告は、同年7月までに、600件を超える前記アと同様の発信者情報開示命令申立て等をした旨投稿した(乙11)。

オ 原告は、同月4日、ツイッターにより、前記エの申立てのうち認容決定されたアカウントの情報を公表した(乙13)。

原告は、ツイッター上で、同日に後記(ア)及び(イ)並びに同月5日に後記(ウ)の各投稿をした(乙13)。

(ア) 「言い負かされたらトーンダウンして話題を変更。単に『負けを認めたくないだけ』でしょう。でも、何度も『ホビッチョ』投稿を繰り返

しているので、残念ながら法的責任を追及されるのは必至なんですよ
ね。」

(イ) 「『絶対に法的措置しろ』と言われたので、取り急ぎ発信者情報開示
の決定を司法で勝ち取りました。私を煽った結果、開示されちゃいま
したね。あーあ。『堀口式訴訟はここから始まる』も『頼む！こうあつ
て欲しい』という単なる願望でしたね。早く生活安全課で『誹謗中傷す
る権利』を力説してきたら？」

(ウ) 「被害者が加害者に謝罪や賠償を求めるのは当然ですよ。また、
いままでの書き込みを見返すと誹謗中傷の数々。警察署で『示談金を
求められました！』と喚いても『民事不介入』と突き放されるか、ちょ
っと親切な担当者だと『お前が悪い』と説教されるだけでしょうに。」

カ 原告は、note上に、同年10月29日に別紙3note記事目録
記載1の①及び②に係る記事を、同年11月2日に同目録記載2の③に
係る記事をそれぞれ投稿した（争いのない事実、甲4-3〔3頁、別紙
3〕）。

キ 原告は、遅くとも令和7年以降、note上において、被告及びその支
持者に対する裁判に係る記事等を有償で販売している（乙16の1）。

ク 原告は、同年7月9日、note上において、被告を相手方とした民事
訴訟9件を提起し、残り39件の民事訴訟を提起することを予定してい
ること、被告の支持者46名に対しても47件の民事訴訟を提起したこ
とを公表した上で、これらの訴訟に要する費用が相当額に上るとして支
援金を募集した。

原告は、上記募集に当たって、募集に応じて収受した支援金について
は、預託金として取り扱い、上記裁判費用に充当するとしつつ、万が一、
余剰金が発生した場合は改めて「贈与」として処理し、被告及びその支持
者らの加害行為による精神的苦痛の回復や同様の被害者の支援に使用す

ることを告知した上で、迅速な法的措置に向けた事務処理を優先するため上記支援金の詳細な収支状況については頻回に公表することはできないことについて理解を求めた。

(乙16の2)

2 争点1 (本件各投稿①による不法行為の成否) について

(1) 本件投稿1について

ア 名誉毀損について

原告は、本件投稿1において本件呼称を用いることによって、身長が低く、恒常的に嘘をつく人物であるという事実を摘示された旨主張する。

たしかに、被告によって本件呼称が使用されるまでの経緯(前記1(2))をみると、本件呼称には上記原告の主張事実を含意している可能性は否定できない。しかしながら、本件呼称は、被告をはじめとする多数の投稿者において被告を呼称する際に広く用いられている(同(2))。そうすると、本件呼称を使用した表現行為につき、別途、侮辱的行為として問題となり得ることは格別、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件呼称が当該表現方法において使用されたことのみをもって直ちに原告主張の上記各事実が摘示されたこととみることは困難であるといわざるを得ない。そして、本件投稿1の内容をみても、上記各事実が摘示されたことを示す表現はうかがわれなし、これを裏付けるような前後の文脈(乙B1)も見当たらない。

したがって、原告の上記主張は採用することはできない。なお、原告は、その余の本件各投稿①についても本件呼称に関して上記と同様の主張をするが、いずれも上記に説示したところが同様に妥当するから採用しない。

イ 名誉感情侵害について

本件呼称が付されるまでの経緯(前記1(2))に照らすと、被告が本件

投稿1において本件呼称を用いたことにより、原告に対して不快感を与えたことは否定し難い。

しかしながら、前記アで説示したとおり、本件投稿1において、前記アの原告主張事実が具体的に摘示されたとも認められない。

5 また、原告は、本件投稿1に先立って、被告に対し、不特定多数の者から閲覧されるSNSを通じて、本件被告記事をとらえて、『書き手の頭の悪さがよく分かる記事』でした。」「これで『天才』を自称なさるのは何かのギャグでしょうか?」、『読解力がない』なんて、暇空茜氏に失礼ですよ!!!暇空茜氏に足りないのは読む力だけじゃなくて、書く力・
10 聞く力・話す力すべてです。もちろん、論理的思考力や判断力も足りていません!」、「えっ、近畿大学ご卒業?いや、その『キン大』じゃなくて、

(注:原告の在籍する)キングス・カレッジ・ロンドンで戦争学を専攻いただいて、その華麗なる実力を拝見したいものです。」、被告は「読む・聞く・書く・話す力や考える力が弱すぎる上に、これで『天才』を名乗っちゃう人間性も低すぎると感じます。」など、いずれも原告の能力、人格等を否定した上で、さらにその能力、学歴等を揶揄する趣旨の侮辱的表現を繰り返し行ったこと(前記1(1))からすれば、これに対して被告から同様にSNSを通じて厳しい否定的表現を受ける可能性があったことは容易に想定されるものであって、原告もそのことを認識していたことが
15 推認される。

そして、その後、当事者双方は、インターネット上の表現行為ないし法的措置を通じて、相互に対立し、紛争状態にあり(前提事実(2)、(3)、前記1(1)~(3)、後記3(1))、その関係性は悪化していたことも指摘できる。

25 これらの事情も踏まえると、被告が、本件投稿1において本件呼称を用いたことによって、原告に対し、その名誉感情を害することがあった

としても、かかる表現行為についてはインターネット上における不適切
ないし感情的な表現行為に係る応酬等も含む相互の対立ないし紛争状態
の一環としてされたものとみるのが相当であって、社会通念上許される
限度を超える侮辱行為をしたとまで認めるに足りない。

5 なお、原告は、被告によって本件呼称が反復して使用されたことを指
摘するが、かかる事情のみをもって上記判断は左右されない。

(2) 本件投稿2について

ア 名誉毀損について

10 原告は、本件投稿2のうち「新作タレコミ」との表現を指摘して、原告
に関して何らかの不祥事やスキャンダルが新たに発覚した事実を摘示し
たと主張するものと理解される。しかし、本件投稿2につき、一般の閲覧
者の普通の注意と読み方を基準としてみたとしても、原告に関する何ら
かの情報提供があったことを被告が叫んだ程度の事実しか読み取ること
15 はできず、その提供された情報の内容は判然としない。そうすると、本件
投稿2により原告主張に係る事実が摘示されていると認めることはでき
ない。そのほかに、本件投稿2において原告の主張事実が摘示されたこ
とを示す表現はうかがわれなし、これを裏付けるような前後の文脈も
見当たらない。

イ 名誉感情侵害について

20 前記ア及び(1)イで説示した事情によれば、被告が、本件投稿2をした
ことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為
をしたとまで認められない。

(3) 本件投稿3について

ア 名誉毀損について

25 原告は、本件投稿3により、英国の大学において学業を順調に修める
ことができず、退学に至った事実を摘示された旨主張する。

しかし、本件投稿3につき、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準としてみても、その原告が卒業できないとする対象は明らかではないから、原告主張の事実が摘示されたと認めることはできない。

これを措くとして、仮に、原告が、本件投稿3により、英国の大学を卒業できなかったとの事実が摘示されたとして学業不振であるとの否定的印象を受ける余地があるとしても、同投稿には卒業が留保された理由等は指摘されていないことに加えて、原告と対立し、紛争状態にある反対当事者の被告によってされた表現行為にとどまること（前記(1)イ）も併せて考慮すれば、本件投稿3が原告の社会的評価を有意に低下させたともいえない。

イ 名誉感情侵害について

前記ア及び(1)イの事情に加えて、原告が現在もなお英国の大学に在籍していること（前提事実(1)）も併せて考慮すれば、被告が、本件投稿3をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認められない。

(4) 本件投稿4について

ア 名誉毀損について

原告は、本件投稿4により、他者を違法行為に誘い込んでいるという事実を摘示された旨主張するものと理解される。

しかし、本件投稿4につき、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準としてみても、「リーガルアウト誘い」という文言は抽象的であって、その意味内容は判然としないから、原告の上記主張事実が摘示されたとみることはできない。

これを措くとして、原告主張事実が摘示されたとしても、本件投稿4において原告が誘引した違法行為の内容、誘引の態様等に関する事実も具体的に明らかにされていないことに加えて、前記(1)イ説示でした当事

者間の対立状況、関係性の悪化等を踏まえると、本件投稿4により原告の社会的評価を有意に低下させたともいえない。

イ 名誉感情侵害について

前記ア及び(1)イの事情によれば、被告が本件投稿4をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとまでは認められない。

(5) 本件投稿5について

ア 名誉毀損について

原告は、本件投稿5により、横浜簡易裁判所に原告が訴訟提起側の当事者となっている少額訴訟事件(少コ)は存在しないにもかかわらず、この事件が存在することを公表した事実を摘示された旨主張する。

しかし、本件投稿5につき、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準としてみると、「整理する」の後に「横浜簡易裁判所に『堀口英利』が原告の少コ事件は存在しない」と文章が続いていることからすれば、被告はそれまでに収集した情報を整理するために列挙したと解するのが合理的である。

また、本件投稿5の後の文脈に照らしても、被告は、本件投稿5がされた令和5年6月27日のうちに「横浜簡易裁判所に6/22判決の事件があるか？これが鍵」(乙B5 [13頁])、その翌日である同月28日に「これだけ横浜簡易裁判所をログポースは指し示してるのに、横浜簡易裁判所には堀口英利が原告の事件は無い…いったい伏せられた『原告名ポーネグリフ』には何が記されてるんだ」(乙B5 [1頁])などと、引き続き原告が当事者となっている横浜簡易裁判所の係属事件を探索していることがうかがわれる。

そうすると、本件投稿5により、その投稿時点までの被告の探索によっても横浜簡易裁判所に原告が訴訟提起側の当事者となっている少額訴

訟事件は見当たらないとの事実が摘示されるにとどまり、それを超えて客観的に同事件は存在しないとの事実までもが摘示されたと認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

5 イ 名誉感情侵害について

前記ア及び(1)イの事情によれば、被告が、本件投稿5をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認められない。

(6) 本件投稿6について

10 名誉感情侵害について検討するに、前記(1)イの事情によれば、被告が本件投稿6をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認められない。

15 なお、原告は、本件投稿6によって原告が当事者となっている裁判を嘲笑の対象としている旨主張するが、本件投稿6の文面をみても、被告が同裁判記録に関心がある旨述べているにとどまり、原告の主張するような趣旨を読み取ることはできないし、そのような関心が不当なものであるともいえない（民訴法91条1項参照）。

(7) 本件投稿7について

20 名誉感情侵害について検討するに、本件投稿7によっても取り上げられている「パンダネタ全般」などの原告に関する話題事項の具体的内容は明らかではない。

25 また、これらの話題事項には、原告において過去にインターネットを通じて発信した表現、情報等に基づくものが多分に含まれるところ（甲B7、弁論の全趣旨〔原告第3準備書面・2～4頁〕）、上記媒体の特性等に照らせば、その表現等の閲覧者の一部（被告を含む。）から否定的評価等を受けたり、話題事項として取り上げられたりすることは当然に予想されることも

指摘できる。

これらの事情に加えて、本件投稿7は、原告に対して宛てられたものではないこと、その分量も数行にとどまること、前記(1)イで指摘した当事者の関係性、対立状況等に関する事情をも併せて考慮すれば、被告が、本件投稿7をしたことによって、原告に対し、その名誉感情を害することがあったとしても、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとまでは認めに足りない。

(8) 本件投稿8について

名誉感情侵害について検討するに、前記(1)イの事情に加えて、本件投稿8の分量も数行にとどまること、原告が指摘する文言(原告を「相手する価値もない」、「かまってももらえないと寂しいのかね?」など)を裏付ける具体的な根拠等が明らかにされていないことも併せて考慮すれば、被告が、本件投稿8をしたことによって、原告に対し、その名誉感情を害することがあったとしても、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとまでは認めに足りない。

(9) 本件投稿9について

ア 名誉毀損について

本件投稿9について原告に対する名誉毀損が認められないことは前記(1)アで説示したとおりである。なお、被告は本件投稿9において本件呼称を繰り返しているが、本件投稿9の内容及び前後の文脈(乙B9)をみても、原告が主張する低身長や虚言の事実摘示があったことを認めるに足りる証拠はないから、上記認定判断は左右されない。

イ 名誉感情侵害について

前記ア及び(1)イの事情によれば、被告が、本件投稿9をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認めに足りない。

(10) 本件投稿 10 について

ア 認定事実

証拠（乙B10 [11頁]）及び弁論の全趣旨によれば、被告が、令和5年7月13日、ツイッター上に次のとおり順次投稿した事実が認められる。

(ア) 以下の投稿を引用した上で「アホやろww w」

「【悲報】 小林の怒り（注：インターネット上の投稿者）、堀口英利氏から4,730万円を要求される」

(イ) 「僕（注：被告）への（注：損害賠償）請求は4730万円を超えるのかあたしきになります！w」

(ロ) 「回数論を採用したのだと思うけど小林の怒りの動画全部回数メモしながら見てたかと思うと笑えるな」

(ハ) 本件投稿 10

(ニ) 本件投稿 10 を引用した上で「これをカウントしたら（注：被告に対する損害賠償請求額は）億超えるで多分w」

イ 名誉感情侵害について

本件投稿 10 につき、その投稿内容及び前後の文脈（前記ア）を踏まえると、被告が本件呼称を 10 万回使用した場合に原告から受ける損害賠償請求の金額が巨額に上る可能性を指摘した上で、原告による第三者に対する多額の損害賠償請求訴訟の提起を揶揄する趣旨であると理解することができる。その指摘や揶揄の対象は、原告主張の低身長や虚言の事実ではなく、原告が現に又は将来提起する損害賠償請求の金額であるとみるのが合理的である。

かかる事情に加えて、前記(1)イで指摘した当事者の関係性、対立状況等に関する事情も併せて考慮すれば、被告が、本件投稿 10 をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をし

たと認めるに足りない。

(11) 本件投稿 1 1 について

5 名誉感情侵害について検討するに、原告の主張するとおり本件投稿 1 1 が原告を揶揄等する趣旨であったとしても、同投稿のうちに侮蔑的な表現は見当たらないこと、その分量も一行程度の短文にとどまること、前記(1)イで指摘した事情も併せて考慮すれば、被告が、本件投稿 1 1 をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認められない。

(12) 本件投稿 1 2 について

10 名誉感情侵害について検討するに、本件投稿 1 2 は、原告が本件呼称を用いた多数の投稿について削除を求める仮処分の申立てをしたことを揶揄する趣旨と理解されるが、被告が原告によって講じられた法的措置に対する個人的感想を述べたものにとどまり、前記(1)イで指摘した当事者の関係性や対立状況等を踏まえると、被告が、本件投稿 1 2 をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたと認めるに
15 足りない。

(13) 本件投稿 1 3 について

ア 名誉毀損について

20 本件投稿 1 3 につき、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準としてみると、原告が本件呼称を使用した投稿者に対して差を設けることなく法的措置を講じた事実を摘示していると認められる。

しかるところ、原告は、上記事実摘示により一般の閲覧者に対して原告が見境なく法的措置を乱発しているかのような誤った印象を与える旨主張するが、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準としても、原告の主張するような否定的な印象を受けるとはいえない。なお、原告は、本
25 件投稿 1 4 についても上記と同様の主張をするが、上記に説示したとこ

ると同様であって採用の限りではない。

イ 名誉感情侵害について

前記ア及び(1)イの事情によれば、被告が、本件投稿13をしたこと
よって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をした
とは認められない。

(14)本件投稿14について

ア 名誉毀損について

原告は、本件投稿14により、英国の大学に在籍していると詐称して
いる事実が摘示された旨主張する。

しかし、本件投稿14につき、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を
基準としてみても、「渡英設定いつまで続けるの？堀口くんはw」という
文章のうち「渡英」という文言は具体性を欠いているし、本件投稿のほか
の部分や前後の文脈(乙B14)に照らしても、英国に渡るという趣旨を
超えて原告が主張するような英国大学の在籍事実までをも読み取るこ
とはできないし、「設定」という文言もその具体的な内容は明らかであると
はいえない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

これを措くとして、本件投稿14により、原告の主張する事実摘示が
されたとしても、上記のとおり、事実摘示の基礎となる文言自体が抽象
的であること、前記(1)イで指摘した当事者の関係性や対立状況等の事情、
原告はインターネット上で経歴詐称の事実がないことを表明して反論し
ていること(前記1(3)カ・別紙3の1①)などの事情を踏まえると、原
告の社会的評価を有意に低下させるものであるとは認められない。

イ 名誉感情侵害について

前記ア及び(1)イの事情によれば、被告が、本件投稿14をしたこと
よって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をした
とは認めるに足りない。

(15) 本件投稿 15 について

ア 名誉毀損について

原告は、本件投稿 15 により、通謀虚偽訴訟という司法制度を愚弄する不正行為を行い、詐欺という犯罪行為に等しい行為をしたとの事実が摘示された旨主張する。

本件投稿 15 につき、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準としてみると、原告が横浜簡易裁判所において訴訟の相手方当事者と通じて判決を得たとの事実が摘示されたと認めることができる。

また、本件投稿 15 によって、原告において相手方当事者と通じて判決を得たことが詐欺に匹敵する違法行為であることも指摘されていると読み取ることができるところ、かかる指摘は同判決の取得行為についての法的評価を伴うものであって、証明の対象となるとは認め難く、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項であるということができないことからすれば、事実を摘示するものではなく、意見の表明の範疇に属するものというべきである。

しかるところ、上記摘示事実及び上記意見の表明によって一般の閲覧者に対して原告が裁判制度を濫用したとの否定的な印象を与えることは否定し難い。

しかしながら、本件投稿 15 においては、原告が得た判決に係る事案や判断の内容、相手方当事者の属性、同判決に係る訴訟の経緯、審理過程等、相手方当事者と通謀したことを基礎付ける具体的事実について何ら指摘されておらず、「馴れ合い訴訟」やこれを「ほぼ詐欺」とのみ言及しているにとどまる。また、本件投稿 15 により「馴れ合い訴訟」と指摘する根拠をみると、被告が横浜簡易裁判所に対して原告の取り上げる判決の有無について調査をしたところ、原告が同判決に言及しなくなったことのみであって、原告が当事者間で通謀して訴訟を遂行したことの根拠

としては薄弱であるし、詐欺であるとの評価を裏付ける事実も具体的に明らかであるとはいえない。これらの事情に加えて、本件投稿15を行った被告は、原告と対立ないし紛争状況にあり、その関係性が悪化していた反対当事者にとどまること（前記(1)イ）も踏まえると、一般の閲覧者は、本件投稿15を閲覧したときに、上記のような否定的な事実ないし評価をそのまま信用するとは考え難く、むしろ、原告に対して悪感情を有する被告の個人的な推測、意見等の域を出ないものと受け止めるのが自然である。

これらの事情に加えて、原告は本件投稿15の翌日にはインターネット上において上記摘示事実がないことを表明して反論していること（前記1(3)カ・別紙3）などの事情も併せて考慮すれば、本件投稿15によって不法行為を構成するほどの社会的評価の低下があったと認めるに足りず、そのほかにこれを認めるに足りる事実はない。

イ 名誉感情侵害について

本件投稿15においては、「馴れ合い訴訟」や「ほぼ詐欺」など不穏当な表現がみられるものの、それほかは同趣旨の表現方法は用いられていないことに加えて、前記(1)イで指摘した当事者の関係性や対立状況等、前記アの事情も併せて考慮すれば、被告が、本件投稿15をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認めるに足りない。

(16) 本件投稿16について

名誉感情侵害について検討するに、本件投稿16をみてもその趣旨が判然としないことに加えて、前記(1)イの事情も併せて考慮すれば、被告が、本件投稿16をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認められない。

(17) 本件投稿17について

ア 名誉毀損について

原告は、本件投稿17により、匿名掲示板「5ちゃんねる」において、自ら本件呼称の投稿をさせる「書き込み部隊」を組織し、それを口実に情報開示請求を行って示談金を得ようとしている事実が摘示された旨主張する。

しかし、本件投稿17につき、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として前後の文脈(乙B17)を踏まえても、「堀口の匂わせ」や「呼び水のホビッチョ書き込み部隊が来た」などの文言等の趣旨は判然としないし、これを措くとしても、原告が本件呼称の投稿集団を組織したことを示唆するような表現行為は見当たらないことからすれば、原告の上記主張は採用することはできない。

イ 名誉感情侵害について

前記ア及び(1)イの事情によれば、被告が、本件投稿17をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認められない。

(18) 本件投稿18について

名誉感情侵害について検討するに、本件投稿18についてみると、本件呼称と同じ名称の子供向け玩具の紹介番組があることを指摘して原告を揶揄する趣旨であると理解されるところ、それを超えて、原告が主張するように、原告を幼児に擬制してその知性や言動が稚拙であるかのように嘲笑する趣旨であると読み取ることはできないし、これを裏付ける証拠もない。

これらの事情に加えて、前記(1)イの事情も併せて考慮すれば、被告が、本件投稿18をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認められない。

(19) 本件投稿19について

名誉感情侵害について検討するに、本件投稿19についてみると、本件

呼称と同じ名称の子供向け玩具の紹介番組があること、同番組を呼称したとしても原告に対する権利侵害には当たらないことを指摘して原告を揶揄する趣旨であると理解されるが、前記(1)イの事情も踏まえると、被告が、本件投稿19をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとは認められない。

(20) 本件投稿20について

名誉感情侵害について検討するに、本件投稿20についてみると、被告は、原告について「デブでブスでガチャ菌」との不適切な表現方法によりその容姿等を侮蔑したといえる。しかしながら、他方で、本件投稿20についてみると、そのように容姿等を評価した具体的な事実、根拠等までは当該表現行為において明示されておらず、その侮蔑の内容は抽象的なものにとどまっている。また、本件投稿20をみると、被告は、原告に対し、過去に女性に対して上記と同様の侮蔑的な表現行為をしたことを暗に非難する趣旨の文脈で同様の表現に及んだとみる余地もあるところ、原告が過去に女性に対して同様の表現行為に及んだことについては当事者間に争いが無いことも指摘できる。

これらの事情に加えて、前記(1)イで指摘した当事者の関係性や紛争ないし対立状況等を踏まえると、被告が、本件投稿20をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとまでは認めに足りない。

3 争点2 (本件投稿②による不法行為の成否) について

(1) 認定事実

当事者間に争いのない事実、前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件投稿②に関する経緯等について次の事実が認められる。

ア 原告は、令和5年4月3日、ツイッター上において、夜景を背景とする原告の写真を添付した上で、次のとおり投稿した(甲B21-4)。

「貴殿がどんなに扱き下ろしても、(注：原告が)友人に恵まれている
事実は変わりません。(中略)日本の大学での友人と飲んだときに撮って
貰った写真でも置いておきますね。」

イ 被告は、同日、ツイッター上において、次のとおり投稿した(甲B21
-35)。

「これ嘘だね (注：原告が店で飲食した時の)写真ないと思うよ
写真出せたら謝るよ(以下省略)」

ウ 原告は、同日、ツイッター上において、飲食物の写真を添付した上で、
次のとおり投稿した(甲A1、甲B21-36)。

「あまり乗り気ではないものの、そこまで仰るなら写真を載せておき
ますね。(中略)早く詫びてくださいね。」

エ 被告は、同月4日、ツイッター上において、本件投稿②をした(前提事
実(2))。

オ 原告は、同月5日、インターネット上で『港区在住』だから、このゴ
キブリとお揃いですね!」などと投稿した(争いのない事実、甲4-3
[8頁])。

(2) 名誉毀損について

一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として本件投稿②を読むと、
被告は、本件投稿②により、原告が虚偽の事実を述べたとの事実を摘示す
るものと認められる。

そして、上記事実摘示は、一般の閲覧者に対し、原告が不誠実であるとい
う印象を与えるおそれは否定できない。しかしながら、他方で、本件投稿②
は、上記摘示事実の内容をなす具体的事実又は具体的根拠を示すことなく、
「誰が見てもバレバレな嘘付いた」と抽象的に指摘するにすぎないこと、
その表現の分量も一行程度にとどまること、当事者間の関係性の悪化、対
立状況等の事情(前記2(1)イ)を踏まえると、一般の閲覧者は、本件投稿

②を閲覧したときに、上記摘示事実をそのまま信用するとは考え難い。そうすると、本件投稿②によって不法行為を構成するほどの社会的評価の低下があったと認めるに足りない。

(3) 名誉感情侵害について

5 本件投稿②をみると、原告の主張するとおり、原告につき、「キショイ」(気色悪い)及び「ゴキグチ」(原告を衛生害虫に例えたもの)などと侮辱的な表現方法が用いられている。

しかしながら、その侮辱的な文言は上記二語にとどまる上、そのような表現をした特段の根拠も示されていないことに加えて、前記(2)及び2(1)10 イで説示した事情も併せて考慮すれば、被告が本件投稿②をしたことによって、原告に対し、社会通念上許される限度を超える侮辱行為をしたとまでは認めるに足りない。

4 小括

よって、被告は、本件各投稿①(第1事件)及び本件投稿②(第2事件)をしたところ、これらにより原告の人格的価値に関して具体的事実を摘示する15 などしてその社会的評価を低下させてその名誉を毀損したとはいえないし、社会通念上許される限度を超える侮辱行為によってその人格的利益を侵害したともいえないから、いずれも不法行為を構成するとは認められない。そのほかの原告の主張についても、いずれもこれを認めるに足りる証拠がないか、20 あるいは、そのような評価を裏付ける事実を欠くか、その評価自体が採用できないものであるから、以上の認定判断を左右するものではない。

第4 結論

以上の次第で、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はい25 ずれも理由がないからこれらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第30部


裁判官

実 産

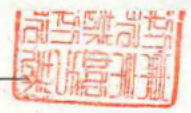
崇

別紙

投稿記事目録 1

| 番号 | 送信日時 | 内容 | URL |
|----|---------------------|--|---|
| 1 | 2023年5月22日 21:14 | ホビッチョで検索するとホビッチョ！が出てくるんだが…検索したことないのか？  | https://x.com/himasoraakane/status/1660620149244985344 |
| 2 | 2023年6月1日 3:16 | ホビッチョの新作タレコミきてまだあったの！？って夜中に叫んだ | https://x.com/himasoraakane/status/1663972770957627392 |

25



| 番号 | 送信日時 | 内容 | URL |
|----|---------------------|--|---|
| 3 | 2023年6月1日 13:58 | 明日、ホビッチョが卒業できなかったことが判明するのか | https://x.com/himasoraakane/status/1664134368066158592 |
| 4 | 2023年6月23日 3:01 | ホビもリーガルアウト誘い目につくしホビッチョに今この時以降まだ構ってるのは起きたあと全部ブロックするね | https://x.com/himasoraakane/status/1671941490761953280 |
| 5 | 2023年6月27日 15:48 | 整理する・どこかの簡易裁判所で「ホビッチョ」の少コ事件判決文を6月22日に取った・横浜簡易裁判所と通話履歴を📎がアップした・横浜簡易裁判所に「堀口英利」が原告の少コ事件は存在しないことから絞り込む方法はいくつか思いつくがさて | https://x.com/himasoraakane/status/1673584129324220416 |
| 6 | 2023年6月27日 17:58 | これはカンでは無いけど横浜簡易裁判所の6/22の記録が知りたい、そこにホビッチョ裁判があれば原告の名前や他に記録されてる書面が読みたいただ純粋な願望📎📎📎 | https://x.com/himasoraakane/status/1673616882790744064 |
| 7 | 2023年7月2日 18:34 | ホビッチョもう使わないんですか？とか dm してくるの、アホなんかな、面白さで言うたら現環境 tier1 なぜセック | https://x.com/himasoraakane/status/1675437818443870211 |

| 番号 | 送信日時 | 内容 | URL |
|----|--------------------------|--|---|
| | | <p>スした パンダネタ全般 tier2 プレス リリース公開桐喝 10 万 tier3 シーク レットシューズ 1.5 倍速やろ</p> | |
| 8 | 2023 年 7 月 5 日 3:02 | <p>ホビッチョに関しては新しいネタがなければ相手する価値もないわけだが、かまってもらえないと寂しいのかね？別に俺は友達になってやった覚えはないんだが。自分で慰めるか憂さ晴らしにシンガポールいけよお金ない？</p> | https://x.com/himasoraakane/status/1676290347775979520 |
| 9 | 2023 年 7 月 8 日 6:53 | <p>なぜなぞ何回 カウントできるかな？ヒント狸門ホかんビツたかんホたチヨかんホたビたかんツたチホヨかんたホビたツチヨたかんホかんホたビたツかんチヨたホビツかんたチヨホビかんツチたヨホかんビたツチかんホヨたホかんビツチヨホたたかんホビツチヨ</p> | https://x.com/himasoraakane/status/1677435643339890689 |
| 10 | 2023 年 7 月 13 日 18:27 | <p>テストこれでいくらになるのかホビツチヨ✕10 万回</p> | https://x.com/himasoraakane/status/1679422298057744384 |
| 11 | 2023 年 8 月 31 日 2:25 | <p>ホビツチョと呼ばれなくなって「王」と呼ばれるようになって満足だろうか</p> | https://x.com/himasoraakane/status/1696937313492971855 |



| 番号 | 送信日時 | 内容 | URL |
|----|---------------------|---|---|
| 12 | 2023年8月31日 2:25 | 堀口くんあれだけ「プレスリリース」出してたのに「プレスリリース」出してない 削除仮処分も出してたんだな Twitter のホビッチョ投稿全てにw | https://x.com/himasoraakane/status/1696937237844520988 |
| 13 | 2023年9月28日 13:31 | というわけでホビッチョの無差別にひ つかかった人はお守り地の巻をお待ち ください | https://x.com/himasoraakane/status/1707251621372350540 |
| 14 | 2023年9月29日 15:43 | Twitter から9月20日づけの新しい 仮処分が届いてるようですね ホビ ッチョ無差別僕も含まれてたので(僕を 含まないとかいう設定忘れたみたいだ ね堀口くん)適切に対応していきます ご期待くださいところで渡英設定いつ まで続けるの?堀口くんはw | https://x.com/himasoraakane/status/1707647247591358643 |
| 15 | 2023年11月1日 15:20 | 堀口英利は「示談を有利にすすめるた めの材料にするために」横浜簡易裁判 所で馴れ合い訴訟の判決を作りました。 僕が横浜簡易裁判所に調査を入れる まで「ホビッチョに関する判決があ る!」とほざいてたのに、調査が入った | https://x.com/himasoraakane/status/1719600374640996404 |

| 番号 | 送信日時 | 内容 | URL |
|----|----------------------|--|---|
| | | らこの判決に触れなくなったのは、馴れ合い訴訟だからですこれはほぼ詐欺 | |
| 16 | 2023年11月16日 0:13 | ホビッチョ伝説やんけ、、、 | https://x.com/himasoraakane/status/1724807837397000386 |
| 17 | 2023年12月3日 16:58 | あー、堀口の匂わせは5ch開示してジ ダァンするつもりかなだから呼び水の ホビッチョ書き込み部隊が来た真似す ると開示だろたぶんセブンナイツの紹 介で5ch安く開示してくれる相手見 つけたなこれ | https://x.com/himasoraakane/status/1731221360930881983 |
| 18 | 2023年12月18日 12:25 | ホビッチョ!!! (ホビー紹介番組) | https://x.com/himasoraakane/status/1736588421018296540 |

番号 送信日時

内容

URL



- | | | | |
|----|----------------------|--|---|
| 19 | 2023年12月28日 13:16 | 幼児向け番組ホビッチョっていても 権利侵害ってなに？w | https://x.com/himasoraakane/status/1740225284962730094 |
| 20 | 2024年3月23日 0:08 | 堀口くん女の子にデブとかブスとかい うなら言われてもいいよね ミリタリー通信大学の堀口くんデブで ブスでガチャ歯だよw | https://x.com/himasoraakane/status/1771192300854473000 |

以上

別紙

投稿記事目録 2

| 番号 | 送信日時 | 内容 | URL |
|----|-------------------|--|---|
| 1 | 2023年4月4日 6:26 | はいすいませんでした で？俺は誰が見てもバレバレな嘘 付いたお前にはもう興味ないんだ けどお前は俺に他に何がしてほし くてからんできてるわけ？これで 終わりでもいい？キショイからから んでくんなよゴキグチ | https://twitter.com/himasoraakane/status/1643002147842424832 |

以上

別紙①-1

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

(3) 投稿記事 1 ないし投稿記事 20 の送信による具体的な権利侵害

ア 投稿記事 1 の送信による権利侵害

ホビッチョで検索するとホビッチョ！が出てくるんだが・・・検索したことないのか？

ホビッチョ

ホビッチョの画像検索結果

Twitter
高橋維一郎 on Twitter: "「ホビッチョ」って低身長「ホビット族」...
2023/05/01 - 「ホビッチョ」って低身長「ホビット族」って何なん？ニョクネームだったのか、
百変への表情の意見ないし感想を増発的に送るものに届きずし表現が...

Together
暇空茜「ホビッチョがジョーマローンのペア時計を女にたかられ...
2023/04/17 - 暇空茜「ホビッチョがジョーマローンのペア時計を女にたかられ...
ジョーマローンは舌まで？」暇空「ククッたっ舌水ですな」この後、怒涛の...

YouTube
【世界で大ブレイク中！】ホビッチョ！「ベイビーシャーク」
世界で大ブレイク中のダンス動画「ベイビーシャーク」の「ベイビーシャーク
(Pinkfong Baby Shark) 最先記事トークダンスイベント」もオンライン
YouTube キッズステーション 2021/04/15

YouTube
【こんなめりえ見たことな〜い】ホビッチョ！ヘタツと...

12

1 投稿記事1において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べた
2 とおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社
3 会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
4 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
5 行為である。

6 投稿記事1は、一見すると無関係なテレビ番組についての発見を装ってい
7 るが、その実、被告による一連の悪質な誹謗中傷行為の起点として、極めて
8 計画的かつ悪意に満ちたものである。被告の真の意図は、自らが用いる蔑称
9 と、偶然にも類似した名称を持つ既存の番組を結びつけてみせた点に現れて
10 いる。これは、将来の法的追及を予期し、その際に「原告個人を指したもので
11 はなく、テレビ番組の話をしていただけた」という虚偽の弁解を行うための伏
12 線を、攻撃の開始時点から周到に準備したことを意味する。これは、自らの加
13 害行為の意図を隠蔽し、責任を免れるための悪質な偽装工作に他ならない。
14 無垢な発見を装いながら、実際には誹謗中傷のための道具(蔑称)を導入
15 し、かつ、そのための言い逃れの布石を同時に打つという行為は、被告の計
16 画性の高さや害意の深刻さを明確に物語っている。被告による投稿記事1の
17 送信は、単に侮辱的な蔑称を使用したという点にとどまらず、以降に続く執拗
18 な攻撃の起点として、被告の計画的かつ悪質な加害意思を証明する極めて
19 重要な証左である。

20 イ 投稿記事2の送信による権利侵害

21 **ホビッチョの新作タレコミきてまだあったの！？って夜中に叫んだ**

22 投稿記事2において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べた
23 とおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社
24 会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
25 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
26 行為である。

27 また、「新作タレコミ」との表現は、原告に関して何らかの不祥事やスキャン
28 ダル(タレコミの対象となるような情報)が新たに発覚したかのような印象を
29 読者に与えるものである。これは、原告が常に何らかの問題を抱えている人
30 物であるとの誤ったイメージを増幅させ、原告の社会的評価を低下させるも
31 のであり、名誉毀損にあたる。被告が深夜に「叫んだ」とまで表現していること
32 は、その異常な執着心と強い害意を物語っている。

33 ウ 投稿記事3の送信による権利侵害

34 **明日、ホビッチョが卒業できなかったことが判明するのか**

35 投稿記事3において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べた
36 とおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社

1 会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、かつ、
2 原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
3 行為である。

4 また、投稿記事3は、「卒業できなかったことが判明するのか」との記述
5 は、原告が学業を順調に修めることができず、退学に至ったかのような具体
6 的な事実を摘示するものである。原告は英国の難関大学に在籍し、真摯に学
7 業に取り組んでいるところ、その学業の成否に関する虚偽の事実は、原告の
8 学生としての本分を否定し、その能力や誠実性に対する信用を著しく毀損す
9 る。これは、一般読者をして、原告が学業不振である、または学歴を偽ってい
10 るのではないかとの疑念を抱かせるに十分であり、悪質な名誉毀損を構成す
11 る。

12 **エ 投稿記事4の送信による権利侵害**

13 ホビモリーガルアウト誘い目につくしホビッチョに今この時以降まだ構って
14 るのは起きたあと全部ブロックするね

15 投稿記事4において、被告は、原告を「ホビ(ッチョ)」と反復して呼称した。
16 既に述べたとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、
17 原告の社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮
18 辱)、かつ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質
19 な不法行為である。

20 また、「リーガルアウト誘い」との表現は、原告が他者を違法行為に誘い込
21 むようとしているかのような印象を与えるものである。これは、原告の遵法精神
22 や倫理観に著しい疑念を抱かせ、その社会的評価を低下させる名誉毀損行
23 為である。被告が、原告にあたかも非があるかのように述べ立て、自らの行
24 為を正当化しようとする態度は、極めて悪質である。

25 **オ 投稿記事5の送信による権利侵害**

26 整理する・どこかの簡易裁判所で「ホビッチョ」の少コ事件判決文を6月22
27 日に取った・横浜簡易裁判所と通話履歴を☎がアップした・横浜簡易裁判所に
28 「堀口英利」が原告の少コ事件は存在しないここから絞り込む方法はいくつか
29 思いつくがさて

30 投稿記事5において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べた
31 とおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社
32 会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、かつ、
33 原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
34 行為である。

35 また、投稿記事5は、「横浜簡易裁判所に『堀口英利』が原告の少コ事件
36 は存在しない」と断定的に記載している。これは、原告が訴訟に関して虚偽の

1 事実を公表していると直接的に非難するものであり、「ホラッチョ」という蔑称
2 の要素と相まって、原告が嘘つきであるとの印象を強烈に植え付ける。これ
3 は、原告の誠実性という人格の中核部分を攻撃する悪質な名誉毀損である。

4 **カ 投稿記事 6 の送信による権利侵害**

5 これはカンでは無いけど横浜簡易裁判所の 6/22 の記録が知りたい、そこ
6 にホビッチョ裁判があれば原告の名前や他に記録されてる書面が読みたいた
7 だ純粋な願望 ☹️ 🙄 🙄

8 投稿記事 6 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べた
9 とおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社
10 会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
11 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
12 行為である。

13 また、投稿記事 6 は、「ホビッチョ裁判」という造語まで用いて、原告の司
14 法手続を嘲笑の対象としている。これは、蔑称「ホビッチョ」の悪質な効果を
15 意図的に利用し、原告の名誉権、名誉感情および差別されない人格的利益
16 を重ねて侵害するものである。被告が原告の個人情報(訴訟記録上の氏名
17 など)を渴望するような記述は、原告のプライバシーを暴き立てようとす
18 る強い害意の表れであり、原告の平穏生活権を脅かすものである。

19 **キ 投稿記事 7 の送信による権利侵害**

20 ホビッチョもう使わないんですか?とか dm してくるの、アホなんかな、面
21 白さで言うたら現環境 tier1 なぜセックスした パンダネタ全般 tier2 プレ
22 スリリリース公開桐喝 10 万 tier3 シークレットシューズ 1.5 倍速やろ

23 投稿記事 7 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べた
24 とおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社
25 会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
26 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
27 行為である。

28 また、投稿記事 7 は、他者からの問いかけを奇貨として、再び蔑称「ホビ
29 チョ」を使用し、これを「面白さで言うたら現環境 tier1」とまで評価している。
30 これは、原告をおとしめる行為をあたかもゲームのように楽しみ、その悪質性
31 を全く反省していないことを自ら露呈するものである。人格攻撃をエンターテ
32 インメントとして消費する態度は、社会通念上到底許容されるものではなく、
33 原告の人格的尊厳を根底から踏みにじる極めて悪質な侮辱行為である。

34 **ク 投稿記事 8 の送信による権利侵害**

35 ホビッチョに関しては新しいネタがなければ相手する価値もないわけだが、
36 かまってもらえないと寂しいのかね?別に俺は友達になってやった覚えはな

1 いんだが。自分で慰めるか憂さ晴らしにシンガポールいけよお金ない？

2 投稿記事 8 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べた
3 とおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社
4 会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
5 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
6 行為である。

7 また、投稿記事 8 は、原告を「相手する価値もない」「かまってもらえないと
8 寂しいのかね?」と一方的に断じ、見下した態度で嘲笑している。これは、原
9 告の人格を否定し、著しく軽蔑する表現であり、社会通念上許容される限度
10 を逸脱した悪質な侮辱行為に該当する。

11 ケ 投稿記事 9 の送信による権利侵害

12 なぞなぞ何回 カウントできるかな? ヒント狸門ホかんビツたかんホたチヨ
13 かんホたビたかんツたチホヨかんたホビたツチヨたかんホかんホたビたツかん
14 チヨたホビツかんたチヨホビかんツチたヨホかんビたツチかんホヨたホかんビツ
15 チヨホたたかんホビッチョ

16 投稿記事 9 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べた
17 とおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社
18 会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
19 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
20 行為である。

21 また、投稿記事 9 は、被告の異常な執着心と強い害意を示す極めて悪質
22 な行為である。検索避けのような手法を用いながら、侮辱的な蔑称をこれほ
23 どまでに反復する行為は、常軌を逸している。これは、原告に対する嫌がらせ
24 以外の何物でもなく、原告に継続的な精神的苦痛を与えることを目的とした
25 明確な加害行為である。その執拗性、陰湿性に鑑み、原告の名誉感情を著し
26 く侵害する侮辱行為であることは明白であり、同時に、原告の平穏生活権を
27 著しく侵害するものである。

28 コ 投稿記事 10 の送信による権利侵害

29 テストこれでいくらになるのかホビッチョ×10万回

30 投稿記事 10 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べ
31 たとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の
32 社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
33 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
34 行為である。

35 また、自らの権利侵害行為が不法行為を構成し、損害賠償を請求される余
36 地があると認識しつつ、それを全く意に介さず、むしろ挑発し、嘲笑している

1 ことを示すものである。10万回という途方もない回数を挙げることで、自ら
2 の加害行為の重大性を矮小化し、司法手続すらも愚弄しようとする意図が見
3 て取れる。このような態度は、被告の反社会性、規範意識の欠如、そして原告
4 に対する害意の深刻さを物語っており、極めて悪質である。蔑称「ホビッチョ」
5 の使用と合わせ、原告の名誉感情を甚だしく侵害する侮辱行為である。

6 **サ 投稿記事 11 の送信による権利侵害**

7 **ホビッチョと呼ばれなくなって「王」と呼ばれるようになって満足だろうか**

8 投稿記事 11 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べ
9 たとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の
10 社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
11 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
12 行為である。

13 また、投稿記事 11 は、原告が「王」と呼ばれているとして、原告が尊大であ
14 るかのような印象操作を行っている。これは、原告に対する嫌味、皮肉、嘲笑
15 に終始するものであり、原告の人格をおとしめる目的であることは明らかで
16 あり、悪質な侮辱行為である。

17 **シ 投稿記事 12 の送信による権利侵害**

18 **堀口くんあれだけ「プレスリリース」出してたのに「プレスリリース」出してな
19 い削除仮処分も出してたんだ Twitter のホビッチョ投稿全てにw**

20 投稿記事 12 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べ
21 たとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の
22 社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
23 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
24 行為である。

25 また、投稿記事 12 は、原告が自らの権利を守るために行った正当な法的
26 手段である削除仮処分申立てを、「w」という嘲笑的な表現を用いて揶揄して
27 いる。正当な権利行使を攻撃の対象とすることは、被告の行為が公益目的と
28 は全く無縁の、単なる嫌がらせであることを如実に示している。これは、原告
29 の名誉感情を侵害する侮辱である。

30 **ス 投稿記事 13 の送信による権利侵害**

31 **というわけでホビッチョの無差別にひっかかった人はお守り地の巻をお
32 待ちください**

33 投稿記事 13 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べ
34 たとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の
35 社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
36 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法

1 行為である。

2 また、投稿記事 13 は、「無差別」という言葉を用いて、あたかも原告が見
3 境なく法的措置を乱発しているかのような誤った印象を読者に与える。これ
4 は、原告の正当な権利行使を不当なものであるかのように貶めるものであ
5 り、原告の社会的評価を低下させる名誉毀損行為である。

6 **セ 投稿記事 14 の送信による権利侵害**

7 Twitter から 9 月 20 日づけの新しい仮処分が届いてるようですね ホビ
8 ッチョ無差別僕も含まれてたので(僕を含まないとかいう設定忘れたみたいだ
9 ね堀口くん)適切に対応していきます ご期待くださいところで渡英設定いつ
10 まで続けるの?堀口くんはw

11 投稿記事 14 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べ
12 たとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の
13 社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
14 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
15 行為である。

16 また、投稿記事 14 は、投稿記事 12、13 と同様に、原告の正当な権利行
17 使を「無差別」と揶揄し、嘲笑している。さらに、「渡英設定いつまで続ける
18 の?」との記述は、原告が英国の大学に在籍しているという事実を「設定」で
19 あると断じ、原告が学歴を詐称しているとの虚偽事実を摘示するものであ
20 る。これは原告の経歴の根幹に関わる信用性を失墜させる極めて悪質な名
21 誉毀損である。その態度は終始原告を嘲笑するものであり、悪質な侮辱でも
22 ある。

23 **ソ 投稿記事 15 の送信による権利侵害**

24 堀口英利は「示談を有利にすすめるための材料にするために」横浜簡易裁判
25 所で馴れ合い訴訟の判決を作りました。僕が横浜簡易裁判所に調査を入れる
26 まで「ホビッチョに関する判決がある!」とほざいてたのに、調査が入ったらこ
27 の判決に触れなくなったのは、馴れ合い訴訟だからですこれはほぼ詐欺

28 投稿記事 15 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べ
29 たとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の
30 社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
31 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
32 行為である。

33 また、投稿記事 15 は、原告の氏名「堀口英利」を名指したうえで、原告
34 が「馴れ合い訴訟(通謀虚偽訴訟)」という司法制度を愚弄する不正行為を
35 行い、さらには「ほぼ詐欺」という犯罪行為に等しいことをしたと、明確かつ断
36 定的に虚偽の事実を摘示した。これは、原告が司法制度を悪用して不正な利

1 益を得ようとする反社会的な人物であるとの強烈な印象を読者に与え、原告
2 の社会的評価、特にその誠実性、倫理観、遵法精神に対する評価を根底から
3 破壊する、極めて深刻な名誉毀損である。当該事実が虚偽であることは、証
4 拠(甲5)によって明らかである。被告の行為は、単なる意見論評の域を完全
5 に逸脱した、悪意に基づく事実の捏造であり、到底許されるものではない。

6 **タ 投稿記事 16 の送信による権利侵害**

7 **ホビッチョ伝説やんげ、、、**

8 投稿記事 16 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べ
9 たとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の
10 社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
11 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
12 行為である。

13 また、投稿記事 16 は、何が「伝説」なのか具体的には述べられていないも
14 のの、前後の文脈や被告の一連の投稿記事から、原告に関する何らかの否
15 定的な事柄を指していることは明らかである。蔑称「ホビッチョ」を用い、あた
16 かも原告が悪い意味で語り継がれるような存在であるかのように揶揄するも
17 のであり、原告の名誉感情を害する侮辱行為である。

18 **チ 投稿記事 17 の送信による権利侵害**

19 **あー、堀口の匂わせは 5ch 開示してジダンするつもりかなだから呼び水
20 のホビッチョ書き込み部隊が来た真似すると開示だろたぶんセブンナイツの紹
21 介で 5ch 安く開示してくれる相手見つけたなこれ**

22 投稿記事 17 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べ
23 たとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の
24 社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
25 つ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
26 行為である。

27 また、投稿記事 17 は、原告が匿名掲示板「5ちゃんねる」において、自ら
28 「ホビッチョ」という書き込みを行わせる「書き込み部隊」を組織し、それを口
29 実に情報開示請求を行って示談金を得ようとしている、という極めて悪質な
30 陰謀論を展開している。これは、原告が司法手続を悪用し、自作自演の行為
31 によって他者を陥れようとする卑劣な人物であるとの虚偽の事実を摘示する
32 ものであり、投稿記事 15 と同様、原告の社会的評価を著しく低下させる深
33 刻な名誉毀損である。

34 **ツ 投稿記事 18 の送信による権利侵害**

35 **ホビッチョ！！！！(ホビー紹介番組)**



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

投稿記事 18 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べたとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、かつ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法行為である。

また、投稿記事 18 は、原告を幼児に擬制し、その知性や言動が稚拙であるかのように嘲笑するものである。被告は、原告をおちよくり、からかう対象として徹底的に見下しており、その侮蔑の意図は明らかである。社会通念上許容される限度を著しく超える悪質な侮辱行為である。

テ 投稿記事 19 の送信による権利侵害

幼児向け番組ホビッチョっていても権利侵害ってなに？w

投稿記事 19 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べたとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、かつ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法行為である。

また、投稿記事 19 は、原告を幼児向け番組になぞらえて揶揄し、侮辱して

1 いる。さらに、「権利侵害ってなに？w」との記述は、自らの行為が権利侵害に
2 あたるとの指摘を真摯に受け止めるどころか、これを一笑に付し、開き直る態
3 度を示すものである。被告の著しい規範意識の欠如と、原告に対する害意を
4 改めて示すものであり、悪質な侮辱である。

5 被告は、自らの言動が「権利侵害」にあたと他者から指摘されていること
6 を明確に認識している。そのうえで、「幼児向け番組ホビッチョっていても」
7 と、これまでと同様の言い逃れを繰り返しつつ、「権利侵害ってなに？w」と、
8 権利侵害の成立そのものを嘲笑しているのである。これは、以下の3点にお
9 いて極めて悪質である。

10 第一に、被告は、自らの行為が原告の権利を侵害するものである可能性を
11 認識しながら、それを継続する意思を明確に示している。これは、未必の故意
12 どころか、未必の故意を通り越して、ほぼ確定的な故意に近い心理状態であ
13 る。

14 第二に、「テレビ番組の話だ」という弁解が、権利侵害の指摘に対する反論
15 として通用しないであろうことを自ら理解しつつ、なおもその弁解に固執し、
16 相手を煙に巻こうとする不誠実な態度を示している。

17 第三に、文末の「w」という表現は、法規範および原告の受けた甚大な精神的
18 苦痛に対する、極度の軽蔑と嘲笑の意思表示である。

19 もはや、被告が「テレビ番組の話をしていただけ」という弁解を真摯に主張
20 することは不可能である。投稿記事 19 は、被告が自らの加害行為の違法性
21 を認識しながら、それを意図的に継続し、司法や法規範、さらには被害者の
22 苦痛さえも嘲笑の対象とする、著しく反社会的かつ反規範的な態度ないし人
23 格の表れであり、被告の悪意をこれ以上なく明確に証明するものである。

ト 投稿記事 20 の送信による権利侵害

24
25 堀口くん女の子にデブとかブスとかいうなら言われてもいいよね
26 ミリタリー通信大学の堀口くんデブでブスでガチャ歯だよw

27 投稿記事 20 において、被告は、原告を「ホビッチョ」と呼称した。既に述べ
28 たとおり、被告による「ホビッチョ」呼称の反復的かつ執拗な使用は、原告の
29 社会的評価を低下させ(名誉毀損)、原告の名誉感情を著しく害し(侮辱)、か
30 っ、原告の差別されない人格的利益を深刻に侵害する、極めて悪質な不法
31 行為である。

32 また、投稿記事 20 は、これまでの投稿記事の総仕上げともいえる、悪質
33 性の極めて高いものである。Web 番組「ミリタリー通信大学」に出演した原
34 告をについて、「デブでブスでガチャ歯だよw」と述べる表現は、原告の容姿
35 について、極めて下品かつ侮蔑的な言葉を用いて一方的かつ徹底的に嘲笑
36 するものである。これは、公共の利害とは全く無関係な、純然たる人身攻撃に

1
2
3
4
5
6
7

他ならない。人の容姿をこのように醜悪な言葉で罵る行為は、社会通念上許容される限度を著しく逸脱しており、個人の尊厳を根底から否定する極めて悪質な侮辱行為である。第三に、原告が他者に対して同様の発言をしたかのような前提を立てているが、仮にそのような事実があったとしても(無論、そのような事実はない)、被告による侮辱行為が正当化されるものでは全くない。以上のように、投稿記事 20 の送信は、名誉毀損と極めて悪質な侮辱を組み合わせ、到底看過できない権利侵害である。

権利侵害不存在の理由

| 投稿番号 | 投稿内容 | 権利侵害不存在の理由 |
|------|---|--|
| 1 | ホビッチョで検索するとホビッチョ！が出てくるんだが…検索したことないのか？ | 「ホビッチョ」との呼称からは、特定人を想起することができないから同定可能性がない。また、仮に同定可能であり、「ホビッチョ」が、「ホビット」を起源にする言葉であったとしても、少なくとも「ホラッチョ」と合わせた語句だと読むことはできない（「ホビッチョ」との呼称からは「ホラ」を想起することができない）。仮に、「ホビッチョ」が、原告の背の低さを指摘するものとしても、その語源となる「ホビット」とは、身長約1メートルの架空の存在である（乙17）。原告が、同じく身長1メートル程度しかなく、それを揶揄する趣旨ならともかく、原告の身長は、平均的な日本人男性の範疇にとどまるものと思われるし、「ホビッチョ」との表現には具体性がなく、抽象的な表現に過ぎないので、原告において不快に感じたとしても、受忍限度を超えて社会的評価が低下したり、名誉感情が侵害されるものとはいえない。特に、背が低いことを指して社会的評価が低下することというのは、当該特徴を持つ者が社会から差別されるべきことを前提にする点で、妥当ではない。なお、「ホビッチョ」との表現を用いて原告から発信者情報開示請求をされた者の中には、裁判所において申立てが却下された者もいるようである（乙18）。 |
| 2 | ホビソチョの新作タレコミきてまだあったの！？って夜中に叫んだ | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。「新作タレコミ」は、原告に関する新たな情報提供があったという意味に過ぎず、それ以上に原告の権利を侵害するものとは言えない。 |
| 3 | 明日、ホビッチョが卒業できなかったことが判明するのか | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「卒業できなかったこと」については、どの段階のどの学校を、どのような理由で卒業できなかったのか判然としなから、原告の権利を侵害しない。 |
| 4 | ホビもリーガルアウト誘い目につくしホビッチョに今この時以降まだ構ってるのは起きたあと全部ブロックするね | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「リーガルアウト誘い」については、抽象的かつ趣旨を理解することが困難な表現であるから、原告の権利を侵害しない。 |
| 5 | 整理する・どこかの簡易裁判所で「ホビッチョ」の少コ事件判決文を6月22日に取った・横浜簡易裁判所と通話履歴を☎（注：パンダの絵文字）がアップした・横浜簡易裁判所に「堀口英利」が原告の少コ事件は存在しないことから絞り込む方法はいくつか思いつくがさて | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「横浜簡易裁判所に「堀口英利」が原告の少コ事件は存在しない」については、そのような事実を被告が確認したというに過ぎず、他の裁判所でも事件が係属している可能性はあるのだから、原告の社会的評価を低下させない。 |
| 6 | これはカンでは無いけど横浜簡易裁判所の6/22の記録が知りたい、そこにホビッチョ裁判があれば原告の名前や他に記録されてる書面が読みたいただ純粋な願望☎☎☎ | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「ホビッチョ裁判があれば原告の名前や他に記録されてる書面が読みたいただ純粋な願望」は、文字通り願望であり、受忍限度を超えて原告の平穩生活権を侵害するものとは言えない。 |
| 7 | ホビッチョもう使わないんですか？とかdmしてくるの、アホなんかな、面白さで言うたら現環境tier1なぜセックスしたパンダネタ全般tier2プレスリリース公開桐喝10万tier3シークレットシューズ1.5倍速やる | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「tier」については、一般閲覧者においてその意味を理解することが困難であるから、原告の権利を侵害しない。 |

| | | |
|----|--|---|
| 8 | ホビッチョに関しては新しいネタがなければ相手する価値もないわけだが、かまってもらえないと寂しいのか？別に俺は友達になってやった覚えはないんだが。自分で慰めるか憂さ晴らしにシンガポールいけよお金ない？ | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「相手する価値もない」「かまってもらえないと寂しいのかね？」は、被告の被告に対する評価ないし感想に過ぎないから、原告の権利を侵害しない。 |
| 9 | なぜぞ何回カウントできるかな？ヒント狸門ホかんビットかんホたチョかんホたビたかんツたチホヨかんホビたツチョたかんホかんホたビたツかんチョたホビツかんたチョホビかんツたチョホかんビたツチかんホヨたホかんビツチョホたたかんホビツチョ | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 検索避けについては、そのこと自体が原告に対する権利侵害ということにはならない。 |
| 10 | テストこれでいくらになるのかホビッチョ×10万回 | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「テストこれでいくらになるのかホビッチョ×10万回」については、特に原告の権利を侵害するような表現ではない。 |
| 11 | ホビッチョと呼ばれなくなって「王」と呼ばれるようになって満足だろうか | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「王」は、そのように原告が呼ばれるようになったから、そのことに言及するものに過ぎず、原告の権利を侵害しない。 |
| 12 | 堀口くんあれだけ「プレスリリース」出してたのに「プレスリリース」出してない削除仮処分も出してたんだなTwitterのホビッチョ投稿全てにw | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 また、「w」は、原告の行為を批判する趣旨のものに過ぎず、原告の権利を侵害しない。 |
| 13 | というわけでホビッチョの無差別にひっかかった人はお守り地の巻をお待ちください | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「無差別」は、これだけでは意味が分からないので、原告の権利を侵害しない。 |
| 14 | Twitterから9月20日づけの新しい仮処分が届いているようですねホビッチョ無差別僕も含まれてたので（僕を含まないとかいう設定忘れたみたいだね堀口くん）適切に対応してきますご期待くださいところで渡英設定いつまで続けるの？堀口くんはW | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「無差別」は、これだけでは意味が分からないので、原告の権利を侵害しない。 「渡英設定」は、原告が、渡英していると述べていることについて懐疑的な意見を述べるものに過ぎず、原告の権利を侵害しない。 |
| 15 | 堀口英利は「示談を有利にすすめるための材料にするために」横浜簡易裁判所で馴れ合い訴訟の判決を作りました。僕が横浜簡易裁判所に調査を入れるまで「ホビッチョに関する判決がある！」とほざいてたのに、調査が入ったらこの判決に触れなくなったのは、馴れ合い訴訟だからですこれはほぼ詐欺 | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「示談を有利にすすめるための材料にするために」横浜簡易裁判所で馴れ合い訴訟の判決を作りました」については、判決に対する被告の意見を述べるものであり、「馴れ合い訴訟だからですこれはほぼ詐欺」は、当該意見を前提に、さらなる意見を述べるものに過ぎないから、原告の権利を侵害しない。 |
| 16 | ホビッチョ伝説やんけ、 | 「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。 「ホビッチョ伝説」は、抽象的表現であり、何がどのような意味で伝説なのか不明であるから、原告の権利を侵害しない。 |

| | | |
|----|---|--|
| 17 | <p>あー、堀口の匂わせは5ch開示してジダァンするつもりかなだから呼び水のホビッチョ書き込み部隊が来た真似すると開示だろたぶんセブンナイツの紹介で5ch安く開示してくれる相手見つけたなこれ</p> | <p>「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。</p> <p>「呼び水のホビッチョ書き込み部隊」は、具体的に何を指しているのか不明確である。少なくとも、「原告が匿名掲示板「5ちゃんねる」において、自ら「ホビッチョ」という書き込みを行わせる「書き込み部隊」を組織し、それを口実に情報開示請求を行って示談金を得ようとしている」とは理解できない。</p> |
| 18 | <p>ホビッチョ！！！（ホビー紹介番組）</p> | <p>「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。</p> <p>また、当該記事からは、原告を幼児に擬制していると解釈することはできない。</p> |
| 19 | <p>幼児向け番組ホビッチョっていても権利侵害ってなに？W</p> | <p>「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。</p> <p>「幼児向け番組ホビッチョ」については、その意味することが不明であるから、原告の権利を侵害しない。</p> |
| 20 | <p>堀口くん女の子にデブとかブスとかいうなら言われてもいいよね ミリタリー通信大学の堀口くんデブでブスでガチャ歯だよw</p> | <p>「ホビッチョ」については記事1と同じ理由で権利侵害に当たらない。</p> <p>「ミリタリー通信大学の堀口くんデブでブスでガチャ歯だよw」は、原告が女性に対して「デブとかブス」などと述べたことに対する批判的な文脈で述べたものに過ぎないから、原告の権利を侵害しない。</p> |

別紙②-1

15 2 投稿記事1の送信による具体的な権利侵害

16 (1) 投稿記事1の送信による権利侵害

17 はいすいませんでした

18
19 で？俺は誰が見てもバレバレな嘘付いたお前にはもう興味ないんだけどお
20 前は俺に他に何がしてほしくてからんできてるわけ？これで終わりでいい？キ
21 ショイからからんでくんなよゴキグチ

22 投稿記事1において、被告は、「誰が見てもバレバレな嘘付いたお前」「キショ
23 イ」「ゴキグチ」と記載した。

24 ア 名誉毀損(社会的評価および信用の低下)

25 投稿記事1における「誰が見てもバレバレな嘘付いたお前」(甲1)との記
26 述部分は、原告の社会的評価を低下させる具体的な事実を摘示するもので
27 ある。

28 これは、原告が他者に対し、誰の目にも明らかな虚偽を述べるような不誠
29 実な人物であり、その言動の信用性が根本から疑わしいとの印象を一般読
30 者に与えるものである。学問を志す者にとって、知的誠実性は最も重要な資
31 質の一つであり、このような烙印を押されることは、原告の学生としての評価
1 ならびに将来のキャリア形成における社会的信用を著しく低下させるもので
2 ある。

3 この摘示事実は、客観的証拠によってその存否を決することが可能な事項
4 に関する主張であり、事実の摘示に該当する。そして、原告が「誰が見てもバ
5 レバレな嘘」をついたという事実は一切存在せず、虚偽である(甲4:虚偽で
6 あることを示す証拠)。

7 よって、被告による上記記述を含む投稿記事の送信は、原告の名誉権を
8 著しく侵害するものである。

9 イ 侮辱(社会通念上の受忍限度を逸脱した名誉感情の侵害)

10 「キショイ」「ゴキグチ」といった表現は、極めて粗野かつ下品な罵詈雑言で
11 ある。「キショイ」は「気色悪い」を意味し、強い不快感や嫌悪感を表明するも
12 のである。「ゴキグチ」という表現に至っては、衛生害虫であり、多くの人々に
13 強い嫌悪感を抱かせる「ゴキブリ」を想起させ、原告を人間以下の不潔な存
14 在であるかのように揶揄し、その人格を根底から否定するものである。このよ
15 うな表現は、いかなる文脈においても正当化され得ない、極めて悪質な人格
16 攻撃である。その表現方法、侮蔑の程度に鑑みれば、社会通念上許容される
17 批判または論評の範囲を明らかに逸脱した悪質な侮辱行為であり、原告の
18 名誉感情を著しく侵害するものである。

(ワ)第567号 損害賠償請求反訴事件

³³ 横浜地裁川崎支部 平成24年(ワ)第698号 損害賠償請求事件、平成24年(ワ)第1142号 損害賠償請求反訴事件、平成25年(ワ)第78号 損害賠償請求事件、平成25年(ワ)第383号 損害賠償請求反訴事件、平成25年(ワ)第398号 損害賠償請求事件、平成25年(ワ)第567号 損害賠償請求反訴事件

権利侵害不存在の理由

| 投稿 番号 | 投稿内容 | 権利侵害不存在の理由 |
|----------|--|---|
| 1 | <p>はいすいませんでした で？俺は誰が見てもバレバレな嘘付いたお前にはもう興味ないん だけとお前は俺に他に何がしてほしくてからんできてるわけ？こ れで終わりでいい？キショイからからんでくんよゴキグチ</p> | <p>本件記事は、原告のポストを引用しており、原告のポストはさらに被告の ポストを引用しているが、甲1からはその内容は明らかではない。本件記 事の「俺は誰が見てもバレバレな嘘付いたお前にはもう興味ないんだけ ど」は、このような文脈を受けて投稿されたものであり、「誰が見てもバ レバレ」とは、誰が見ても内容虚偽だと考えるであろうという評価を伴う ものであることからすると、当該部分は、原告の投稿した内容が、誰で あっても嘘だと考える程度に真実であるか疑わしいものであったという意 見を述べたものといえる。そして、当該部分は、何についてどのような嘘 を付いたというのか不明な抽象的表現であり、さらに、本件記事が投稿さ れた、2023年4月4日頃は、訴状4頁3行目以下で述べたとおり、原 告が被告の知性を揶揄したことに伴い、双方が相手方を批判していたこと からすれば、一般閲覧者は、当該部分を、被告が原告に対して否定的な意 見を述べているという程度の認識しか持たないから、原告の社会的評価を 低下させるものではなく、原告の名誉権を侵害しない。 「キショイ」「ゴキグチ」については、表現としてやや強いものではある が、そもそもの紛争の発端が、原告が被告の知性を揶揄するなどしたこと にあり、本件記事は当該原告の発言と時間的・近接性を持った時期にされた ものであること、「ゴキグチ」については、友人に使われていたと原告が 言うあだ名であること（乙20）からすれば、仮に名誉感情を侵害するも のであったとしても、受忍限度内である。</p> |

投稿記事目録

1 投稿日：2023年3月6日

URL：https://twitter.com/gripen_ng/status/1632638655742513152

投稿内容：https://note.com/hima_kuuhaku/n/n12d0137523c6

戦争と戦略の天才を名乗る暇空茜さんの書いた日本の安全保障戦略。事実誤認だらけな上に自分のお気持ちしか書いてない。無価値。一番笑えるのは「中国が最大の脅威だと気づけた自分がさも価値のある発見をしたと思っている」こと。このレベルで東野先生に突撃していったのか。

2 投稿日：2023年3月7日

URL：https://twitter.com/Hidetoshi_H_/status/1632907596729581572

投稿内容：「書き手の頭の悪さがよく分かる記事」でした。主語が不明瞭どころか、途中で頻繁に入れ替わっています。また、1つの文章が長くて一回で文意を捉えにくい。全体として論理構成も雑。事実誤認も繰り返され、法制への知識も根本的に欠落。これで「天才」を自称なさるのは何かのギャグでしょうか？

3 投稿日：2023年3月7日

URL：https://twitter.com/Hidetoshi_H_/status/1632907596729581572

投稿内容：そんな！「読解力がない」なんて、暇空茜氏に失礼ですよ！！！！暇空茜氏に足りないのは読む力だけじゃなくて、書く力・聞く力・話す力のすべてです。もちろん、論理的思考力や判断力も足りていません！読む力だけが足りていないかのような言い方は事実誤認ですよ！きちんと訂正してください！！！！

以上

note記事目録

- 1 表 題 「暇空茜」または「暇な空白」こと水原清晃に対する法的措置に係る伊久間勇星 弁護士および河西拓哉 弁護士との委任契約の締結に関するお知らせ

投稿年月日 令和5年10月29日

閲覧用URL https://note.com/hidetoshi_h_/n/n33e8b3d8d978

- ① 「水原清晃および支持者は当方に対する「嘘つき」「ホラ吹き」といった事実誤認に基づく誹謗中傷を繰り返し、これを口実にTwitter、noteおよびYouTubeといった媒体において当方への名誉権ないし名誉感情の侵害を反復して継続している。そのなかには、「身長が低い」「シークレットシューズやこれに類する器具を着用している」といった身体的特徴の揶揄誹謗や「友人がいない」「周囲に嫌われている」といった根拠のない人格攻撃のほか「経歴詐称をしている」「在学証明書を偽造した」「東南アジアで買春をしている」「横浜市内のソーランドで出入り禁止になった」といった虚偽情報の流通が多く確認された。」
- ② 「「暇空茜」または「暇な空白」こと水原清晃は、明らかに当方に対する嫌がらせ・威圧を目的とした、いわゆる「スラップ訴訟」と呼ぶべき訴訟を提起した」

- 2 表 題 「暇空茜」こと水原清晃による補助参加申出却下決定に対する即時抗告の棄却のお知らせ

投稿年月日 令和5年11月2日

閲覧用URL https://note.com/hidetoshi_h_/n/nda6d4a1ac4fa

- ③ 「「暇空茜」こと水原清晃は、抗告状のほか、XおよびWebサイト「YouTube」において、あたかも「当方が被告と馴れ合い訴訟を提起した」かのように繰り返し喧伝しているものの、そのような事実はありません。「暇空茜」こと水原清晃による、このような喧伝は「虚偽の事実摘示」によって当方の社会的評価や信用を毀損する不法行為です。」

以上

これは正本である。

令和 8 年 2 月 3 日

東京地方裁判所民事第 3 0 部

裁判所書記官 萩 原 英 子

